

日液協2第1号  
令和2年4月8日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う  
L P ガスの供給継続について (お知らせ)

標記緊急事態宣言に伴い、資源エネルギー庁資源・燃料部長より、(一社) 全国L P ガス協会会長あてにL P ガスの供給継続について別添のとおり周知徹底の要請依頼がありましたので、当協議会においてもお知らせいたします。

つきましては、緊急事態宣言がなされた7都府県(千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県)の会員におかれましては関係者に対し、別添についてご周知くださいますようお願いいたします。

また、今回緊急事態宣言がなされなかった道府県について、今後同様の宣言がなされる場合もあると考えられることから、全会員に対しても周知させていただきます。

なお、今後、保安行政より本件に関連する周知等があった場合は改めて連絡させていただきます。

以 上  
発信手段：Eメール  
(担当者：飯田、橋本)

別添

経済産業省

2020 資燃第8号  
令和2年4月7日

一般社団法人全国LPガス協会  
会長 秋元 耕一郎 殿



資源エネルギー庁資源・燃料部長 南 晃

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急  
事態宣言に伴うLPガスの供給の継続について（要請）

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）  
第三十二条第一項に基づき新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエ  
ンザ等緊急事態宣言がなされる見込みとなっております。

都道府県知事から外出自粛要請等が発出される中でも、LPガスの供給を含  
め国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務については、新型インフルエ  
ンザ等緊急事態措置を実施すべき区域においても業務を継続することが求められ  
ます。

これを踏まえ、貴協会に加盟する会員に対して、下記の事項の周知徹底を要請  
いたします。

記

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）  
第三十二条第一項に基づき新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエ  
ンザ等緊急事態宣言がなされる見込みとなっております。

都道府県知事から外出自粛要請等が発出される中でも、LPガスの供給を含  
め国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務については、新型インフルエ  
ンザ等緊急事態措置を実施すべき区域においても業務を継続することが求められ  
ます。

このため、新型コロナウイルス感染症に関する新型インフルエンザ等緊急事態においても、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じた上で、LPガスの供給に支障が生じないよう、LPガスの供給事業を継続して実施されたい。